

令和5年第6回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和5年6月22日(木)

午後 2時10分閉会

2 場 所 人権センター 2階 音楽室

3 出席者 高田教育長, 浅野教育長職務代理者, 竹下委員, 西川委員, 有田委員,
平田委員

4 説明員 沖本教育次長兼総務学事課長, 富本参事兼人事管理担当課長,
大橋教育指導担当課長, 堀川文化生涯学習課長,
山口総務学事課教育総務係長, 木原総務学事課教育総務係主任

5 会議事件

付議案件

議案第28号 竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第29号 竹原市特別支援教育相談委員会委員の委嘱について

議案第30号 竹原市特別支援教育相談委員会推進員の委嘱について

○高田教育長 ただいまから, 令和5年第6回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。

教育委員会会議を傍聴したいとの申し出がございましたので, これを許可したいと思います。傍聴にあたっては, 竹原市教育委員会傍聴規則を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。なお, 第4条第4号の規定により許可なく写真撮影, 録音, 録画をすることは禁止しておりますので, 申し添えます。

はじめに, 議案第28号「竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○沖本教育次長 兼 課 長 議案第28号「竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」でございます。議案書1ページをご覧ください。竹原市学校給食センター

運営委員会委員の委嘱について、竹原市学校給食センター設置条例第4条の規定により、竹原市学校給食センター運営委員会委員に委嘱することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。議案書2ページをご覧ください。承認を求めるものの名簿となっております。各市立学校の校長とPTA代表、学校医といたしまして米田小児科医院の院長、高田教育長、学校給食センター所長となっております。議案書4ページをご覧ください。根拠法令の二つ目の黒丸のところ、竹原市学校給食センター設置条例施行規則第7条におきまして、第1号から第7号まで委嘱する方を定めておりますが、この度の各委員の任期満了に伴う後任委員として、第5号の竹原市を管轄する保健所代表の方については、承認を求めるものに入れておりません。このことにつきましては、新たな委員の選出について広島県西部東保健所の生活衛生課に依頼をいたしましたが、食品衛生法の改正により、食品の衛生確保対策が行政機関による監視指導実施から業者による自主管理に移行していることなどを理由として、辞退されたことからでございます。今後におきましては、学校給食センターの衛生管理責任者に入ってもらいたいと考えておりますので、来月以降の教育委員会会議でこの施行規則の第5号の改正と改めてそこを担っていただく委員の方の委嘱について、提案をさせていただこうと考えております。委員の任期につきましては、令和5年7月1日から令和6年6月30日までとなっております。

- 高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。
- 有田委員 給食センター運営委員会というのは、どのようなことをされているのでしょうか。
- 沖本教育次長
兼 課 長 この学校給食センター運営委員会につきましては、運営委員会の任務といたしまして、竹原市学校給食センター設置条例施行規則第6条に定めるところでございます。学校給食センターの運営に必要な事項について、審議をすることになっておりまして、7項目を規定をしております。まず1点目が給食会計の予算及び決算に関すること、2点目が給食費の額及び

その徴収に関すること，3点目が給食物資の購入に関すること，4点目が安全衛生管理に関すること，5点目が給食センターの施設及び設備の改善に関すること，6点目が食育の推進に関すること，7点目に前各号に掲げるものの他給食運営に関することとなっております。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第28号は，原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。
職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって，議案第28号は，原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて，議案第29号「竹原市特別支援教育相談委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○大橋課長 議案第29号「竹原市特別支援教育相談委員会委員の委嘱について」でございます。議案書6ページ及び9ページをご覧ください。一部，調整中になっておりましたが，本日配付しました資料に決定したものを載せております。議案書8ページをご覧ください。竹原市特別支援教育相談委員会委員の委嘱に係る委員会規則を載せております。第3条において，市内小中学校長及び特別支援学級担当教員，竹原地区医師会，民生委員，竹原市家庭相談員，竹原市福祉事務所長，竹原市教育委員会事務局職員及びその他必要と認める者の，22名以内の委員で組織するとされております。また，4条にあるとおり，委員の任期は1年間でございますので，今年度6月30日をもっての任期満了に伴い，その後任の委員を委嘱するものであり，再任することができるということになっております。9ページをご覧

ください。昨年度委員としてお願いしていた方、今回新しく委員として委嘱をしていきたい方を新旧の名簿にしてお示ししております。昨年度と変更している者を中心にお伝えします。まず、小中学校等校長ですが、小中学校等担当校長が、中通小学校の田中校長から竹原西小学校吉田校長へ変更されています。これは毎年校長会で教科領域の担当の校長が変わりますので、令和5年度は吉田校長ということになっております。また、ここには伊場田校長と吉田校長となっておりますが、今回の会長は昨年度に引き続き2年目となります伊場田校長にお願いしようと考えているところでございます。次に民生委員は古田さんから清瀬さんに変更されました。これは、古田さん本人から今回をもって引きたいという意思がありましたので、社会福祉課を通して次の推薦者をお願いしたところ、清瀬さんを推薦していただきましたので、清瀬由美子さんでお願いしようと思います。そして、最後から2つ目の竹原市手をつなぐ育成会は浜田さんから濱満さんに変更されています。これは竹原市手をつなぐ育成会の方から者の変更の申し出がありましたので、濱満さんをお願いしようと思っています。変更点は以上でございます。委嘱の任期につきましては、令和5年7月1日から令和6年6月30日までです。これからのスケジュールとしましては、夏にかけて、認定こども園等、小学校・中学校及び義務教育学校の各所属から特別支援が必要だと思われる幼児児童生徒について、意見書を提出していただき、それについて審議をし、相談委員会として教育長に答申をいたします。それを受けて、令和6年度の学級編成、あるいは介助をつけるか否か、通級でいけるかどうかということを含め、来年度に向けての体制づくりを考えてまいります。そのため、この時期からの委嘱となっております。また新年度が始まって新しく上がった状況での子供たちの様子や市外からの転校ということも考えられますので、来年度の6月30日までという任期になっております。これらの委員の職務といたしましては、この後審議をいただきます、各校の推進員が提出した審議対象の児童生徒に

ついて、資料を基に、今後の方向性について審議を行い決定していきます。つまり、それぞれの子供たちが持っている個別の状況を基に、ここにありますそれぞれの委員さんの専門的な見地からご審議いただき、一人一人の子供の実態に応じた就学先や入級先、介助の要不要などを判断し、答申を出していただく予定としております。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○西川委員 人選からは逸れるのですが、特別支援を要する児童生徒の数は横ばいなのか、減少、または増加の傾向があるのか。

○大橋課長 今現在その数字を正確に伝えることはできないのですが、全国的に見ても一つのクラスに支援が必要な子供たちの数というのは増えている状況で、本市におきましても、きちんと診断が出ている児童生徒もいれば、どうかというところで支援が必要な子供たちもいます。それはやはり年々増えている状況ではあります。

○西川委員 グレーゾーンのお子さんがちょっと増えているというイメージがあるのといろいろ審議していただいた決定事項を保護者の方が受け入れがたかったりする事案も多々あるかと思えます。推進員さんから生徒さんの候補が挙がってきて、相談委員会の委員の方々が審議されて決定されたことを推進員さんに戻されて、推進員さんが現場対応するという理解でよろしいでしょうか。

○大橋課長 推進員が窓口として学校や保護者に対応するのではなく校長になります。相談委員会の答申が出て、来年度はこういう答申が出ましたということは校長にお示しします。もちろん推進員も担っておりますので、推進員を介して保護者さんに返すことにはなるのですが、大きな窓口は校長ですので、校長の方から話をしていきます。

○高田教育長 竹原市の学校適正配置にあるように、全国的に児童生徒数は減ですが、特別支援学校への進学者とか特別支援学級への入級者は増加傾向にあるということが全体の大まかなところですよ。それはなぜかというところで、

そういう子供たちが増えているのではなくて、特別支援教育に対する理解が深まったから、今まではうちの子は普通学級で育てるとおっしゃっておられたのが、その子のためには個別具体の指導を受けるほうが成長にプラスであるという認識が高まっていった。あるいは特別支援学校についても、特別支援学校の教育の内容が充実してきたことにより、そこへの信頼性が高まってきた。何より親自身が我が子の障害であるとか特性に対してきちんと理解できる方も増えてきた。こういうことで、児童生徒数は減少傾向なのに、特別支援教育を必要とする児童生徒が増えているということをご理解いただければと思います。

○西川委員

教育長さんの説明を受けて、本市は非常に特別支援学級に手厚くて、学校を見学させていただくと児童生徒1名に対して1名先生方がついていますよね。全国教育長教育委員会議に出た時に他市町の教育長さんや教育委員さんから、うちは先生が足りないから先生を一人だけつけてどの学年もみんな一緒にみるので大変なんだという意見をよく聞いたんですよ。人口が少ない減少傾向にある学校の方からそういう御意見が多かったので、その差というのはどうして出るのかなと思って、予算とか先生の加配はどうなんでしょうか。

○富本参事

広島県の教職員の配置基準がありまして、特別支援学級は1学級につき8名の児童生徒というのが最大の人数です。その8名で1学級を編成し、1学級につき1名の教職員の配置となっております。全国どこでも同じです。広島県独自だと思いますが、児童生徒が7名の時点で1名非常勤講師を申請して、県費の非常勤講師をつけることができるようになっています。本市ではここまでの人数の学級はないんですが、介助員の配置を手厚くしている状況があります。今は児童生徒数増えてきましたのでそこまでできないんですが、かつては特別支援学級については、教職員と介助員、大人の数と子供の数が同じくらいになるような配置にしていこうという時期もありましたので、かなり昔から手厚い支援はしております。

○高田教育長

竹原市としてもそうですし、都市教育長会という全国の組織がありますが、そこにしても今参事が言いましたように、同じ障害種別、例えば情緒という学級であれば8人までは1学級というのは国の学級編成の標準法に基づいてそうなっていますから、それを5人にしようということになると教員が増えるので、手厚くするために加配をしている市や町というのは全国的にほとんどないと思います。ですが、我々都市教育長会としても文科省の方に一つの障害種別8人で1学級というのは、非常に困難ですから、その数をもっと落としてほしいという要望をずっとしています。市長会にもお願いして、市長会の方からも8人というのはそれぞれ特性がある中で非常に指導が困難だということで要望していますので、多分西川委員がおっしゃった、その小さな自治体においてというのは介助員とか、あるいは非常勤講師の部分で措置しているということかなと聞かせてもらいました。

○竹下委員

今話を聞いて、学校がこの先どういった感じになるのかちょっと分からなくて、その子に合った支援をするために、支援学級にいたほうがいい子が増えていく傾向にある場合、この先、学校という形が、私達が考える昔ながらの学校とは変わってくると思います。支援学級に入る子がどんどん増えるような状況がこの先、将来的にも続くと、学校教育というのはどういった形になるのか、それでいいのかなと少し疑問に思うんですけども、そこらへんはどのようにお考えでしょうか。

○大橋課長

この先、支援を要する子供たちの数がどうなるかという、おそらくこの状況でいけば急に減るということではなくて、むしろ増加傾向にあるかなと思っています。国の方向性としましては、今年からですが、特別支援教育の視点を持った指導ができるように教員の研修の中に特支の視点を持った研修を増やして県の方も増やしています。つまりどういうことかという、特支のクラスの子の、特別支援学級の先生だけの研修ではなくて、若い1年目2年目から、しっかりと特別支援教育の視点を持った教員を養成

しようということです。私は特別支援学級を持ったことがないので、私自身もそうですが、どのクラスにもそういう子がいることを想定して、子供の前に立つ教員が特支の視点をきちんと持とうという国の流れもあって、県も今そういうふうに研修の機会は増えています。ですので、特別支援学級を作るということもあるんだけど、インクルーシブの考え方、いろんな特性を持ったいろんな子が、もしかしたら同じクラスの中で過ごしていくといことも想定して、教員の指導力を高めていくことも一つ手立てとしてはあるのかなと思っています。ただ、やはり支援がいる子の困り感はその個その個で違うので10人いたら10通りの支援の仕方がありますので、大きい集団の中に入れていいかということ、そこもまたどうかというところがありますので、そういった意味で全体の中で育てていく部分もありつつも、その個その個の特性にあった支援学級でやっていくという視点で両方を担保しながらやっていくという状況なのかなと思っています。

○竹下委員 指導される先生も支援学級に在籍する子供さんが普通学級に帰っても、一緒にやっていけるような指導を研修されているということですよ。

○大橋課長 もちろん、情緒であったり、知的であったり、その障害の種別によって、ぐっと踏み込んだ知識がいると思うんですけども、グレーゾーンという、診断は出ないんだけども特性があるという子は、本市においてもかなりいます。そういう子も枠に入れながら、個別最適な学びとあるようにその個その個の困り感に対応できるような指導をしようと思ったら、やはり特別支援の視点を持っていないといけないというところもあります。診断の出ている子を無理やり集団の中に入れてということではなくて、いろいろな障害の種別を想定しつつ、大きい集団の中にも、そこがしっかりと担保できるようにという研修を深めているところです。

○竹下委員 そういう研修ができて、支援学級にいる子を将来的に普通学級へ呼び戻すのではなくて、普通学級でも帰ってこられる子はなるべくみんなと一緒に学習させてという、支援学級の方がその子に合っているのであればその

ままという感じで、今後もそういった流れになるんですかね。

○大橋課長

今も全部、特別支援学級だけで過ごすというより、大きい集団の中に入って交流しながらやっています。その個の中で例えば国語とか算数とかだけ支援学級にいて、例えば音楽や図工は交流学級、大きい母体の集団の中でという形でどちらでも生活ができるように学校生活は送っておりますので、現状の形でいくのではないかなと思いますが、分けるのではなくてインクルーシブ教育、みんなの中でやった方がいいんじゃないかという国もあります。ただ、現状では日本の文部科学省は、そうは言ってもその個その個の特性に合わせて支援学級も必要ではないかという見解ではあるので、今すぐ全体でというのではなくて、今の感じで交流できるところは一緒にやりながら、しんどいところは特別支援学級で個別具体的な支援をしていくことになると思います。その代わり教員のスキルアップ、特支の視点のスキルを若い時から研修でしっかり持たせるというあたりでいくのではないかと思います。

○富本参事

基本は子供の実態からだと思います。特別支援を要する子供たちの人数が増えているというところはもちろん実態としてあると思います。以前と比べて、いわゆる障害児教育が特別支援教育に変わった時に、より子供たちをしっかりと見て行って、特性なり障害を早めに見つけて、ニーズに応じた教育を提供して、将来的に自立して生活できるような力をつけていこうというのが、おそらくこの十数年、特別支援教育ということで主流になってきたと思います。障害を持った子供がいれば、もちろん一人でも学級は設置しますし、学級ができればそこに教員を一人配置するという形になりますので、その個その個のニーズがあれば、対応していかなければならないということになっています。ただ、教員不足というのは全国的に言われている中で、特別支援学級の増加も一つの要因だと言われているので、その辺は国がどのような対策を取るのか、あるいは県としてその辺の定数をどういうふうに着目して考えていくのかということもあると思うんですが、

竹原市としては一人一人子供の実態を見て、その個に応じた学級を設置し、学級に応じて教職員を配置していくという形で対応していこうと思っています。

○高田教育長 先ほども申し上げましたが、特別支援教育を要するような子供たちが増えているのは、生物学的に増えているわけではありません。そうではなくて、特別支援教育が進化したり、特別支援教育に対する親たちの理解が進んだことによって、今の特別支援教育の中で学ぶ方がその子にとってプラスであるということの理解が促進されて、特別支援学級の子供たちが増えているという理解に立っていただきたいと思います。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第29号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 はい。
職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第30号「竹原市特別支援教育相談委員会推進員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○大橋課長 議案第30号「竹原市特別支援教育相談委員会推進員の委嘱について」でございます。議案書13ページをご覧ください。先ほど承認いただきました、特別支援教育相談委員会で審議をするための基本調査を行う者が推進員という位置づけでございます。この推進員につきましては、各所属に1名ずつ置くこととしております。議案書14ページをご覧ください。先ほどと同じように、旧委員と新委員を載せております。1点修正がありま

して、旧の方に東野保育所の先生が1人おられましたので、昨年度が20名、今年度は19名ということになっております。それは東野保育所が休園ということになっておりますので、今年度は1名減ということになっております。この推進員につきましては、各所属長がこの人を特別支援教育相談委員会の推進員として任命したいという者を挙げられたものでございます。認定こども園等につきましては年長クラスの担任や、園長先生になっております。また、小学校、中学校、義務教育学校におきましては、基本的には特別支援教育のコーディネーターや、特別支援学級の担任等が推進員になっております。ここに挙がっております推進員の職務といたしましては、各所属の幼児児童生徒の状況を取りまとめて、特別支援教育相談委員会にかけるための資料を作成し、提出するという動きになります。この資料につきましては、各自の診断書や検査結果などの根拠となる資料も全て含まれております。任期につきましては、令和5年7月1日から、令和6年3月31日まででございます。認定こども園等については、年長クラスの担任、小学校、中学校、義務教育学校におきましては、基本的には特別支援教育のコーディネーターや、特別支援学級の担任等が推進員になっておりますので、人事異動の関係で3月31日までの委嘱としております。4月、5月、6月の間に転校してきたりという場合もありますので、その場合には教育委員会事務局が学校と連携しながら、資料を作成し、持ち回らせていただきます。

○高田教育長 これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○平田委員 推進員にこども園関係の方がいますが、こども園にも特別支援クラスとかそういったものはあるのでしょうか。それともう1点、こども園と小学校との特別支援の連携というものはどのようになっているのか教えてください。

○沖本教育次長 市内の公立で設置しているこども園にはそういう特別支援のクラスは
兼 課 長 ありません。一緒でございます。

○大橋課長 こども園と小学校・義務教育学校前期課程の引き継ぎという連携は行
っております。これまでは、入学前の2月3月あたりに担任とその年の1
年生の担任あるいは校長だったり特支のコーディネーターが、来年上がっ
てくるこの個の状況報告という細かいところの連携をしています。ただ、
別のこども園、幼稚園から突然来ることも実はあったりするので、そうい
う時には臨機応変にその前の先生と今の先生が話をしたりしています。入
学がわかったり、来るのがわかったら、必ず連携はするようにしています。

○高田教育長 お諮りいたします。議案第30号は、原案のとおり承認することに御異
議ございませんか。

○浅野教育長 はい。

職務代理者

○竹下委員 はい。

○西川委員 はい。

○有田委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり承認す
ることに決定いたしました。

○高田教育長 本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもち
まして令和5年第6回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和5年6月22日 午後2時10分閉会